

県が締結する契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱（案）

（※下線の箇所は前回審議会からの変更箇所）

第1 県が締結する契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の趣旨

県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第2条第2号の規則で定める種類及び金額の要件及び同条例第8条第1項の規定による特定県契約に係る措置について定めようとするものである。

2 規則の内容

（1）特定県契約の要件

条例第2条第2号の規則で定める種類及び金額の要件を、次のとおりとすること。（改正後の第2条関係）

種類	金額
(1) 工事の請負に係る契約	予定価格5億円以上
(2) 県が業務を委託する契約のうち、清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、駐車場管理業務、受付・案内業務又は設備（消防設備、電気・通信設備、冷暖房・空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転・保守管理業務のいずれかを含むもの	予定価格3千万円以上 （県契約の期間が、6か月を超えるものに限る。）
(3) 県の公の施設の管理に係る協定であって、(2)に掲げる業務のいずれかを含むもの	募集に係る委託料の上限額3千万円以上

（2）特定県契約に係る措置（改正後の第5条関係）

ア 条例第8条第1項に規定により、知事は、特定受注者に対し、条例第7条各号に掲げる事項の遵守の状況について、次により報告を求めることができるものとする。

（ア）報告対象とする労働者の範囲

特定県契約の履行の場所において当該特定県契約に係る業務に直接従事する労働者（管理若しくは監督に係る業務又は専門知識を要する業務に従事する労働者を除く。）のうち、次に掲げる特定県契約の種類に応じ、それぞれに掲げる労働者

a 工事の請負に係る契約

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者

b 県が業務を委託する契約及び県の公の施設の管理に係る協定

上記2の表の種類のカラム(2)に掲げる業務に従事する労働者

（イ）報告対象となる特定県契約

特定県契約のうち、知事が指定するもの

（ウ）報告する事項（様式は、別に定める）

- a 特定県契約の名称
- b 契約の相手方
- c 契約期間
- d 報告者
- e 賃金支払日
- f 労働保険番号
- g 労働者の1時間当たりの賃金額及び社会保険の加入状況
- h その他知事が必要と認める事項

(エ) 報告の期日

特定県契約の締結の日以降で、知事が別に定める日

イ 特定県契約の契約書には、次の事項を記載しなければならないものとする。

(ア) 特定受注者は、作業現場、事務所等にこの契約が特定県契約であることを掲示しなければならないこと。

(イ) 特定受注者は、契約の履行に当たり、下請負者等と下請負等について契約を締結する場合においては、次の事項を約さなければならないこと。

a 知事が特定受注者に対して条例第8条第1項の規定による報告を求めたときは、下請負人等は、特定受注者からの求めに応じ、別に定める様式により条例第7条各号に掲げる事項の遵守の状況について、特定受注者に対して報告しなければならないこと。

b 下請負者等が更に下請け等を行う場合においても、同様としなければならないこと。

ウ 改善報告その他必要な様式について、別に定めること。

(3) その他

第2条及び第3条を1条ずつ繰り下げること。(改正後の第3条、第4条関係)

3 施行期日等(附則関係)

(1) この規則は、平成29年4月1日から施行すること。

(2) 改正後の規則は、この規則の施行の日以後に締結される県契約について適用すること。

第2 県が締結する契約に関する条例の一部の施行期日を定める規則

県が締結する契約に関する条例(平成27年岩手県条例第35号)附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成29年4月1日とすること。

◆新旧対照表

改正前	改正後								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(特定県契約の要件)</u></p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める種類及び金額の要件を、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) <u>工事の請負に係る契約</u></td> <td style="text-align: center;">予定価格5億円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) <u>県が業務を委託する契約のうち、清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、駐車場管理業務、受付・案内業務又は設備（消防設備、電気・通信設備、冷暖房・空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転・保守管理業務のいずれかを含むもの</u></td> <td style="text-align: center;">予定価格3千万円以上 <u>（県契約の期間が、6か月を超えるものに限る。）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) <u>県の公の施設の管理に係る協定であって、(2)に掲げる業務のいずれかを含むもの</u></td> <td style="text-align: center;">募集に係る委託料の上限額3千万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	(1) <u>工事の請負に係る契約</u>	予定価格5億円以上	(2) <u>県が業務を委託する契約のうち、清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、駐車場管理業務、受付・案内業務又は設備（消防設備、電気・通信設備、冷暖房・空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転・保守管理業務のいずれかを含むもの</u>	予定価格3千万円以上 <u>（県契約の期間が、6か月を超えるものに限る。）</u>	(3) <u>県の公の施設の管理に係る協定であって、(2)に掲げる業務のいずれかを含むもの</u>	募集に係る委託料の上限額3千万円以上
種類	金額								
(1) <u>工事の請負に係る契約</u>	予定価格5億円以上								
(2) <u>県が業務を委託する契約のうち、清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、駐車場管理業務、受付・案内業務又は設備（消防設備、電気・通信設備、冷暖房・空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転・保守管理業務のいずれかを含むもの</u>	予定価格3千万円以上 <u>（県契約の期間が、6か月を超えるものに限る。）</u>								
(3) <u>県の公の施設の管理に係る協定であって、(2)に掲げる業務のいずれかを含むもの</u>	募集に係る委託料の上限額3千万円以上								
<p>(条例第6条第2号の規則で定めるもの)</p> <p>第2条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、事業者における条例第3条第2項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。</p> <p>(条例第7条第4号の規則で定める者)</p> <p>第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。</p> <p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員</p>	<p>(条例第6条第2号の規則で定めるもの)</p> <p>第3条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、事業者における条例第3条第2項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。</p> <p>(条例第7条第4号の規則で定める者)</p> <p>第4条 条例第7条第4号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。</p> <p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員</p>								

(2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者

(2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者
（特定県契約に係る措置）

第5条 条例第8条第1項の規定により、知事は、特定受注者に対し、条例第7条各号に掲げる事項の遵守の状況について、次により報告を求めることができるものとする。

(1) 報告対象とする労働者の範囲

特定県契約の履行の場所において当該特定県契約に係る業務に直接従事する労働者（管理若しくは監督に係る業務又は専門知識を要する業務に従事する労働者を除く。）のうち、次に掲げる特定県契約の種類に応じ、それぞれに掲げる労働者

ア 工事の請負に係る契約

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者

イ 県が業務を委託する契約及び県の公の施設の管理に係る協定

第2条の表の種類欄(2)に掲げる業務に従事する労働者

(2) 報告対象となる特定県契約

特定県契約のうち、知事が指定するもの

(3) 報告する事項

ア 特定県契約の名称

イ 契約の相手方

ウ 契約期間

エ 報告者

オ 賃金支払日

カ 労働保険番号

キ 労働者の1時間当たりの賃金額及び社会保険の加入状況

ク その他知事が必要と認める事項

(4) 報告の期日

特定県契約の締結の日以降で、知事が別に定める日

2 特定県契約の契約書には、次の事項を記載しなければならないものとする。

(1) 特定受注者は、作業現場、事務所等にこの契約が特定県契約であることを掲示しなければならないこと。

(2) 特定受注者は、契約の履行に当たり、下請

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>負者等と下請負等について契約を締結する場合においては、次の事項を約さなければならないこと。</u></p> <p><u>ア 知事が特定受注者に対して条例第 8 条第 1 項の規定による報告を求めたときは、下請負人等は、特定受注者からの求めに応じ、別に定める様式により条例第 7 条各号に掲げる事項の遵守の状況について、特定受注者に対して報告しなければならないこと。</u></p> <p><u>イ 下請負者等が更に下請け等を行う場合においても、同様としなければならないこと。</u></p> <p><u>3 改善報告その他必要な様式について、別に定めること。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行すること。</u></p> <p><u>2 改正後の規則は、この規則の施行の日以後に締結される県契約について適用すること。</u></p>
--	--